

総合防災マップ が一部変更となりました

災害対策基本法が令和3年に改正（災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）：5月10日公布、5月20日施行）されたことを受け、市町村が発令する避難情報等が変わりました。これにより、総合防災マップにも変更が生じたのでご案内します。



●1ページ

避難情報を正しく知って避難しましょう

警戒レベル	住民がとるべき行動	新たな避難情報等		
5	命が危険な状態。 直ちに安全確保をする。	緊急安全確保	本市が発令	
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~				
4	危険な場所から必ず全員避難する。	避難指示		
3	避難に時間のかかる高齢者や障害のある人などは、危険な場所から避難する。	高齢者等避難	気象庁が発表	
2	避難に備え、避難する場所や持ち物などを確認する。	洪水注意報 大雨注意報		
1	最新の防災・気象情報を入手するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報		

※必ずこの順番で発令されるとは限らないので注意してください

※これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は自主避難を始めてください

#### 自主避難する場所（自主避難所）

知人や親戚の家など安全な場所を事前に確保しておいてください。それができない方のために、市では「自主避難所」を開設する場合があります。自主避難所は避難指示等の発令時に開設される避難所とは異なり、一時的に開設するものです。

## ●もくじページ

いせさき情報メールに登録を！

の下部5行目

- 変更前 ・防災情報（気象、避難勧告・指示など）
- 変更後 ・防災情報（気象、**避難指示**など）



この用紙を 総合防災マップ に挟んで、大切に保管してください。